

令和7年度
桜川市水道事業投資財政計画及びアセットマネジメント計画策定業務

【仕 様 書】

令和7年（2025年）7月

桜川市水道事業

1 委託業務名

令和7年度 桜川市水道事業投資財政計画及びアセットマネジメント計画策定業務

2 目的

当市水道事業は、人口減少に伴う水需要の低下による料金収入の減少、昭和40年代以降に急速に整備された水道施設の老朽化の進行、激甚化する自然災害に対応する施設の更新や耐震化の推進など、多くの課題に直面している。

これらの課題に的確に対応し、安全で安心な水を安定的に供給できる持続可能な水道を実現するため、投資財政計画及びアセットマネジメント（資産管理）計画を策定する。

3 履行期間

委託契約締結日の翌日から令和8年3月13日（金）まで

4 業務内容

本業務は以下に掲げる業務を基本とするが、本業務の目的を達成するために必要なサポートを行うことのほか、当市の状況に応じた有益な提案を行うものとします。

（1）現状把握、将来見通しと課題整理

ア 水道事業、水道施設等の現状把握

- ・当市の人口減少等の社会構造の変化や節水機器の普及が事業に与える影響を分析すること。
- ・内部環境（組織体制、人材、定員、給与等）、外部環境の評価及び分析を行うこと。
- ・水道施設及び設備の現状把握では、固定資産台帳データに登録されている情報等を確認し、劣化の状況、使用可能年数等を把握すること。

イ 経営状況の分析

- ・経営指標等を活用して類似団体との経営状況の比較及び特徴を分析すること。

ウ 将来見通し

- ・「桜川市人口ビジョン（2022年改訂版）」や近年の行政区域内人口の推移を参考に行政区域内人口を予測し、将来の普及率を設定して給水人口を算出する。
- ・近年の用途別使用水量実績より有収水量を予測し、有収率等を勘案して一日当たり給水量を推計する。

エ 課題の抽出と整理

- ・ア～ウを踏まえて、当市水道事業の経営及び財務状況について、現状分析を行い財務上の課題を整理する。

(2) 投資財政計画の策定（令和8年度から令和29年度までの22年間の推計を行う。）

ア 投資試算

- ・将来の需要予測とアセットマネジメント計画等を踏まえ、将来の新規投資需要及び更新投資需要について整理を行う。
- ・将来見通し及び財源の制約等を踏まえて、将来にわたり必要な住民サービスを確保するために必要となる投資の目標値（金額、政策等の実施状況を評価するための指標等）を設定し、達成期限を明記する。
- ・更新投資における投資の合理化として、既存施設及び設備の長寿命化、優先順位づけなど重要性の判断等の観点から、事業を合理化するための手法を検討する。

イ 財源試算

- ・人口推計や将来の政策等を踏まえて、投資試算に基づく財政負担増減額を把握し、資金、収益及び費用等の将来推移を予測し、シナリオについて設定する。
- ・現行料金体系の調査、整理を行うほか、料金改定の見通し等の検討を行う。

ウ 投資試算・財源試算のとりまとめ

- ・収支見通しである「投資財政計画」を「財政収支予測（財源試算）」をはじめとする支出と「財源試算」により示される収入が均衡した形で策定する。
- ・広域化や民間の資金、ノウハウの活用等の推進に関する事項や情報通信技術の活用や資産の有効活用術等その他経営基盤強化に関する事項を検討する。
- ・健全な経営を確保するうえで必要な資金を確保するという観点から、所有している資産の規模、経営環境や事業の種類等の実用に応じて、資産維持費を料金算定に適切に反映できるようにする。

(3) アセットマネジメント計画の策定（令和8年度から令和47年度までの40年間）

検討レベル：水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月、厚生労働省）による検討手法は次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・更新需要見通しの検討手法：タイプ3（標準型）以上・財政収支見通しの検討手法：タイプC（標準型）以上 |
|---|

ア アセットマネジメントの概要の整理

- ・資料、図面を収集整理し、管路台帳システム、固定資産台帳等のデータを用いて、水道施設の状況を整理し資産の現況を把握する。

イ マクロマネジメントの検討及び実施

- ・更新事業を実施しなかった場合、資産の健全度がどのように推移していくかを把握する。また、法定耐用年数を基準として更新事業を行った場合の更新需要を把握する。

- ・重要度、優先度を考慮した水道施設等の更新時期及び更新需要を算定する。また、資産の健全度を算定し、更新需要の妥当性を確認する。
- ・更新需要の検討結果を財政収支見通しとして、投資財政計画に反映させる。

ウ マクロマネジメントの妥当性の確認及び改善方策の検討

- ・マクロマネジメントの妥当性を確認し、検討結果を評価する。また、検討手法のレベルアップに向けた改善方策の検討を行う。

エ アセットマネジメントのとりまとめ

- ・検討結果をとりまとめてアセットマネジメント報告書を作成する。

(4) 桜川市水道事業審議会の運営補助

資料作成及び説明の補助等、審議会の運営に必要なサポートを行う。(3回程度)

5 成果品

(1) 桜川市水道事業投資財政計画及びアセットマネジメント計画(概要版及び本編)

A4版製本・・・各15部

(2) (1)の電子データ一式

修正可能な、Word、Excel、PowerPointなどのデータ及びPDFデータを、電子記録媒体(USBメモリ等)に保存したもの

(3) その他、本業務に関する電子データ一式

修正可能な、Word、Excel、PowerPointなどのデータ及びPDFデータを、電子記録媒体(USBメモリ等)に保存したもの

(4) (2)及び(3)は、同じ電子記録媒体に保存する

6 その他

(1) 関係法令等

本委託業務の受託者は、委託契約書及び本委託業務仕様書並びに関係法令に基づいて業務を行わなければならない。また、これらに明記なき事項については、発注者の監督員と協議の上、その指示を受けるものとする。

(2) 業務管理

ア 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため十分な経験を有する責任者及び主任担当者を配置するものとする。

イ 責任者は、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとする。

(3) 打合せ及び議事録

ア 受託者は、業務の着手に先立ち十分な打合せを行い、また業務中にも必要な都度協議を行い、目的達成に努めるものとする。

イ 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は、市と月 1 回以上の打ち合わせを行い、行業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行う。

ウ 打合せ完了後は議事録をその都度提出するものとする。

(4) 資料等の貸与等

本委託業務の遂行上、調査すべき諸事項は、受託者自らが行うが、既調査資料又は文献等、発注者が保有しているもので、業務の遂行上必要なものは貸与する。受託者が資料等の貸与を受ける場合はそのリストを作成し、貸与された資料は委託業務完了時に全て発注者へ返却するものとする。

(5) 修補

本業務の完了後であっても、成果品に誤りが発見された場合は、受託者の責任において処理するものとする。

(6) 疑義の解決

本委託業務仕様書に記載の事項に疑義が生じた場合、受託者は発注者と十分な打合せ又は協議を行い、業務の遂行に支障が生じぬよう努めなければならない。